

議第84号

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月17日提出

京 都 市 長 松 井 孝 治

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の
一部を改正する条例

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第 2 立命館大学氷室地区の項中

「 建築することができる建築物 大学及びこれに付属するもの 」	を
---------------------------------------	---

「 建築することができる建築物 (1) 大学 (2) 高等学校 (3) 前 2 号の建築物に付属するもの 」	に改め、同表京都橘大学地区の項
---	-----------------

中「第52条第 1 項第 8 号」を「第52条第 1 項第 9 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 2 京都橘大学地区の項の改正規定は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第23号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行す

る。

提案理由

立命館大学氷室地区に係る地区整備計画が変更されたことに伴い、当該地区における建築物の用途の制限を改める等の必要があるので提案する。